

R2年度
PR版

加入のご案内



第4期鶏卵生産者経営安定対策事業

(令和2~4年度)

あなたの採卵経営のお役に立ちます♪

1. 鶏卵価格差補填事業
2. 成鶏更新・空舎延長事業

一般社団法人 日本養鶏協会

TEL / 03-3297-5515

FAX / 03-3297-5519

E-mail / info@jpa.or.jp

詳しくは上記事務局までお尋ね下さい。

事業のあらまし

- 第4期事業の主な変更点
令和2年度からの第4期事業の主な変更点は、概要表(P5)のとおり、予算の基金化、成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化、鶏卵の需給見通しの作成などです。
- 事業に参加できる方
採卵用成鶏めすを100羽以上飼養し、当協会と契約を締結する生産者

〈鶏卵価格差補填事業〉

- 補填水準
$$[(\text{補填基準価格}(*1)) - (\text{標準取引価格}(*2))] \times 0.9$$

成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも経営規模に拘わらず交付(1月を含め補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。：19.8円/kg)

 - *1 毎年度決定、令和2年度は183円/kg
 - *2 JA全農たまご株式会社の毎月の規格卵加重平均価格
- 補填額の財源
7(生産者の積立金)：1(国の補助金)
- 補填額と生産者と国の負担(例)

補填対象 数量	補填価格	補填額	の場合 =	生産者の負担 (7/8)	国の補助 (1/8)
10,000kg	10円	100,000円		87,500円	12,500円

〈成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化〉

- 鶏卵価格の異常低落時(*3)に、成鶏更新・空舎延長事業(*4)に参加した場合の奨励金（単価の引き上げ等）

空舎期間 60～90 日未満

成鶏めす 10万羽以上規模層：210円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：270→310円/羽

空舎期間90～120日未満（新規）

成鶏めす 10万羽以上規模層：420円/羽

成鶏めす 10万羽未満規模層：620円/羽

*3 鶏卵価格の異常低落時

標準取引価格（日ごと）が安定基準価格（令和2年度は161円/kg）を下回った時

*4 成鶏更新・空舎延長事業

成鶏めすを出荷し、60日以上の空舎期間を設ける取組に対して支援する事業

- 1月の成鶏更新・空舎延長事業

標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回った時は発動します。

- 成鶏更新・空舎延長事業奨励金の財源

1（生産者の協力金）：3（国の補助金）

- 成鶏更新・空舎延長事業参加者の奨励金交付申請時期
事業対象成鶏めすの出荷完了後30日以内に申請。

〈その他の留意事項〉

○ 令和2年度の負担金等単価	
鶏卵価格差補填事業の積立金	4.50 円/kg
成鶏更新・空舎延長事業の協力金	0.36 円/kg
事務手数料	0.07 円/kg
拠出金(*5)	0.01 円/kg
計	4.94 円/kg

*5 拠出金：養鶏協会が行う消費拡大に向けた取組みのため、加入生産者は納付することが規定されました。

- 令和2年度の別途納付金単価
令和元年度末の支払準備金に残額があるため、新規加入生産者及び契約数量増加加入生産者は、さらに別途納付金の納付が必要となります。

別途納付金単価 2.49円/kg

(うち積立金2.48円/kg、協力金0.01円/kg)

- 負担金（積立金と協力金）の税制上の取扱い
負担金は経理上、損金として取り扱われる予定。
(国税庁と協議中)

- 天災・鶏病発生時等の取扱い
天災、鶏病発生時等の場合には、実際の飼養羽数に合せた契約数量に変更できます。

- 基本契約期間終了時（令和4年度末）の負担金残額の取扱い
負担金の残額が納付されるべき負担金の1／3を超えた場合には、超えた額を負担金の納付割合に応じて返還いたします。（自己都合等により解約した場合を除きます。）

☆ 加入のお願い

本事業は、鶏卵生産者の皆様の相互扶助により、経営安定と鶏卵価格の安定を図る事業ですので、できる限り多くの生産者の加入をお願いいたします。

☆ 加入希望の際の問い合わせ方法

本事業への加入をご検討、ご希望する方は、令和2年5月22日までに、別紙にご住所、法人・個人名等をご記入の上FAX又はEメールをご送付願います。本事業の関係資料や契約書類を郵送いたします。

第4期事業の現行制度からの変更点について（概要表）

変更点	現 行	令和2年度
予算の様態	単年度予算で執行	予算を基金化

1. 鶏卵価格差補填事業

変更点	現 行	令和2年度
(1) 10万羽基準の廃止	成鶏更新・空舎延長事業発動の場合、10万羽以上飼養生産者に対しては価格差補填が停止。	成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも、経営規模に拘わらず毎月の標準取引価格と補填基準価格の差額の9割を補填。 (補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする)
(2) 生産者負担率の変更	国：生産者＝1：3	国：生産者＝1：7

2. 成鶏更新・空舎延長事業

変更点	現 行	令和2年度
(1) 10万羽未満飼養生産者に対する奨励金単価の引き上げ	270 円/羽	310 円/羽 (10万羽以上は現行と同様 210 円/羽)
(2) 成鶏処理場への奨励金単価の引き上げ	23 円/羽	47 円/羽
(3) 新たな空舎期間延長のオプション追加	空舎期間 60～90日未満のみ	空舎期間 60～90日未満に加え、空舎期間 90～120日未満を追加。 奨励金単価は 420 円/羽 (10 万羽未満飼養生産者には620 円/羽)
(4) 1月の成鶏更新・空舎延長事業の発動	1月は原則成鶏更新・空舎延長事業は発動しない。(生産局長の承認を経て発動することは可)	1月も他月並みに成鶏更新・空舎延長事業を発動。
(5) ひな再導入割合の引き下げ	4割	3割

3. 鶏卵の需給見通しの作成

変更点	現 行	令和2年度
鶏卵の需給見通しの作成	なし	新たに鶏卵の需給見通しを協会が作成し情報提供。

(一社) 日本養鶏協会あて

令和2年度鶏卵生産者経営安定対策事業契約関係資料の
送付を依頼します。

ご住所	〒
法人名等	
代表者名	
電話番号	
FAX 番号	

FAX 送付番号：03-3297-5519

E-mail：unatama@jpa.or.jp